議案第98号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5」に改める。

第２条　特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。